

レポート

韓国・社会統合プログラムの動向と語学教育以外の取組

地域政策部 [東京] 主任研究員 加藤 真

本稿では、拙稿(加藤 2023)でまとめた韓国の社会統合プログラムについて、近年の制度運用状況や政策動向を整理した。また、直近の日本における外国人に対する日本社会の理解促進(ルールやマナー等の学習)の必要性の高まりを踏まえ、韓国の社会統合プログラムのうち、加藤(2023)では十分に扱えていない、語学教育以外の韓国社会や歴史等を学ぶ課程について、その内容の整理を行った。また本稿最後には、現在、日本政府が検討している「社会包摂プログラム」(仮称)創設に向けて、検討すべき事項を整理した。

【要旨】

■社会統合プログラムの実施状況等

- 社会統合プログラムの参加状況は全体としては増加傾向にあり、2025年は過去最多の90,180人が受講した。2025年の対象者全体に占める受講率(概算)は4.1%となっている。
- 社会統合プログラムは、出入国・外国人政策本部から指定を受けた機関が運営しており、2026年現在、拠点運営機関は45カ所(主な機関として大学が約7割)、一般運営機関は340カ所(主な機関として支援センター4割、大学2割)設置されている。
- プログラムにて実施する評価試験は、2025年全体で約15.8万回分の受験枠を設定した。
- 社会統合プログラムを中心とした外国人の社会統合政策に関する予算規模は増額傾向にあり、2025年は過去最高の約38.2億円を投じている。

■近年の政策動向

- 最も大きな動きは、社会統合プログラムの受講有料化(2025年開始)と義務化(方針策定済)である。特に義務化については、2026年3月に政府方針のなかで、国として外国人の支援をしつつも外国人の責任性を強化する旨が打ち出され、プログラムの受講状況と在留管理を連動させることが示された。
- その他、特に低・中熟練の外国人労働者向けのカスタマイズされたプログラムや教材開発に注力する取組や、韓国入国前からの社会統合プログラム実施に向けた議論が進められている。

■語学教育以外の教育課程について

- 社会統合プログラムは0段階から5段階まで全6段階で構成されており、最後の5段階目「韓国社会理解課程」が語学教育以外の教育課程に該当する。教育内容は、「基本課程(永住用)」と「深化課程(帰化用)」に区分され、永住権取得、韓国国籍取得を見据えて、備えるべき基礎教養の獲得が目指される。
- 5段階目は教材を使った講義形式の時間に加えて、外部講師による講義やボランティア活動等を行う「社会参加型教育」の受講も必須となる。
- プログラムの効果として、韓国社会に対する理解の促進や韓国社会で生活することへの自信の醸成などがある一方で、韓国社会や歴史など講義内容の難しさ、受講者側のニーズが高い在留諸申請や就職関連の情報不足などが課題として挙げられている。

1. はじめに

本稿は、拙稿(加藤 2023)でまとめた韓国の社会統合プログラムについて、近年の制度運用状況や政策動向を整理する。また、直近の日本における外国人に対する日本社会の理解促進(ルールやマナー等の学習)の必要性の高まりを踏まえ、韓国の社会統合プログラムのうち、加藤(2023)では十分に扱えていない、語学教育以外の韓国社会や歴史等を学ぶ課程について、その内容の整理を行う。

諸外国では、外国人住民向けに当該国の公用語や制度・ルール、文化等の学習プログラムが行われている。主に韓国の社会統合プログラムを参照しつつ、日本への当該プログラムの導入を提案した拙稿(加藤 2023)の執筆時点(2023年夏)では、当該プログラムの導入を日本政府が検討している様子はみられなかったが、近年の訪日・在留外国人の増加に伴い生じている懸念等を踏まえ、特に昨年以降、議論の高まりがみられつつある。

具体的な動きとして、2025年7月に「外国人との秩序ある共生社会推進室」を内閣官房内に設置、11月に「外国人との秩序ある共生社会の実現のための有識者会議」の設置と複数回の議論、2026年1月に外国人の受入れ・秩序ある共生社会実現に関する関係閣僚会議により「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」(以下、「総合的対応策」という。)の策定と動きが続いている。総合的対応策の中には、日本語や日本の制度・ルール等を学習するプログラムの創設について盛り込まれており、政府としてもその導入を検討する段階に入ったといえる。総合的対応策とほぼ同時期に出された、法務大臣の私的懇談会である「出入国在留管理政策懇談会」の報告書でも、日本語及び法令や納税義務等の基本的なルールを学ぶ機会・プログラムを充実させるべき旨が言及されている(出入国在留管理政策懇談会 2025)。直近の報道によると、プログラムは、「社会包摂プログラム」(仮称)という名称で¹、2028年度からの試行実施が検討されているという²。

国内の自治体レベルでは国に先駆けて動きがみられる。例えば浜松市では、2025年度から全国の自治体で初めて外国人住民向けに「浜松版生活日本語教育プログラム」(600時間の講習プログラム)を開始したほか(浜松市 2025)、千葉市でも、2026年度から新たに外国人住民に対する生活上のルールやマナー遵守に向けた支援事業を当初予算として盛り込む動きなどもみられている³。

こうした状況を踏まえ、本稿では、日本における「社会包摂プログラム」(仮称)創設に向けた参考にするべく、隣国の韓国が行っている社会統合プログラムについて、拙稿(加藤 2023)でまとめた内容をもとに、近年の制度運用状況やここ数年でみられている新たな政策動向を整理する。また、社会統合プログラムは、「語学教育」と「語学教育以外の教育(当該国の制度・ルール・文化等の教育)」によって構成されるところ、直近の日本において、外国人に対する日本社会の理解促進(ルールやマナー等の学習)の必要性の高まりを踏まえ、拙稿(加藤 2023)では十分に扱えていない、韓国語教育以外の部分について制度やカリキュラムの整理を行う⁴。

¹ 朝日新聞「日本語やルールの習得へ、外国人向けプログラム 在留審査で考慮検討」(2025/12/19付)
<https://www.asahi.com/articles/ASTDL4H8CTDLUTIL026M.html?msocid=0ba93d2974d4625a0dbd2b7875a86347> (最終閲覧日:2026/5/10)

² 時事通信社「日本語学習課程、28年度試行 在留審査の考慮要素に―政府検討」(2026/4/29付)
<https://www.jiji.com/jc/article?k=2026042800877&g=pol> (最終閲覧日:2026/5/10)

³ 産経新聞「<独自>外国人への生活ルール、マナー遵守働きかけ支援へ 千葉市来年度当初予算案」(2026/2/9付)
<https://www.sankei.com/article/20260209-HBILVMPVSZKHDK6OCMQ4V5EDSE/> (最終閲覧日:2026/5/10)

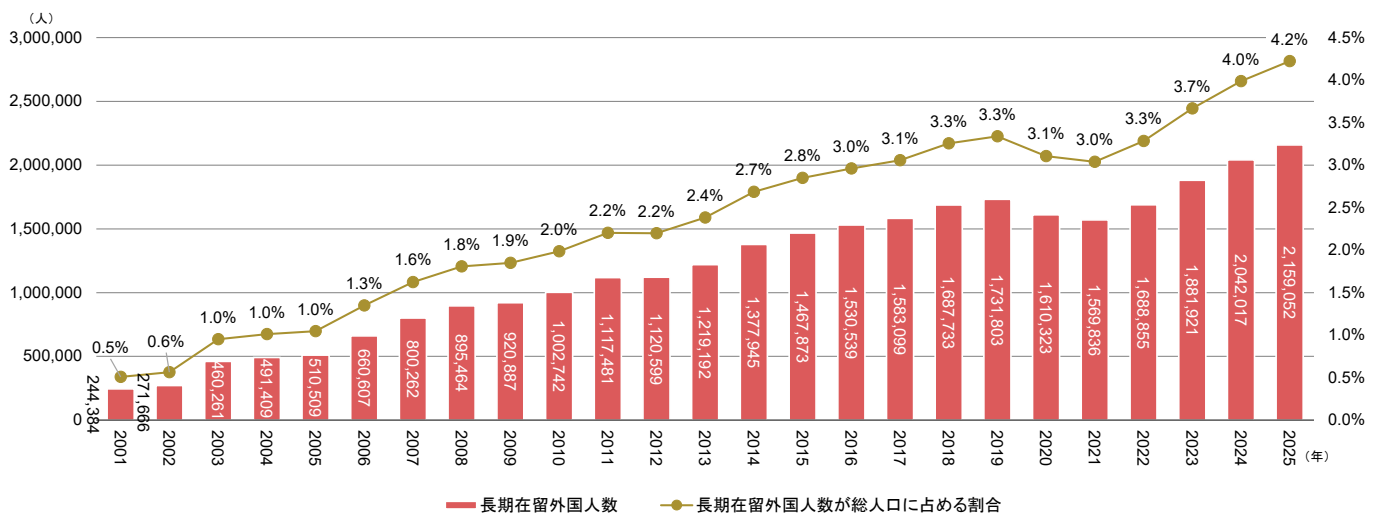
⁴ なお、社会統合プログラムの制度概要については、大きな枠組みは変更がないため、加藤(2023)を参照されたい。

2. 韓国における在留外国人の在留状況等

社会統合プログラムに関わる制度運用状況や政策動向を確認する前に、プログラム対象となる韓国における在留外国人の在留状況について統計データを整理する。

図表1には、長期在留外国人及び総人口に占める割合の推移をまとめている。韓国は2000年代以降継続的に在留外国人の人数及び総人口に占める割合が増加しており、最新の2025年12月末時点では、在留外国人は約216万人、総人口に占める割合は4.2%となっている。日本は3%台前半のため、日本よりもやや高い割合となっている。

図表1 長期在留外国人数及び総人口に占める割合(2001年以降)



(出所) 出入国・外国人政策本部「出入国・外国人政策統計年報」(2001年～2024年各年末時点)、「出入国・外国人政策統計月報」(2025年12月末時点)、行政安全部「住民登録人口現況」を基に当社作成
 (注) 長期在留外国人は90日以上在留期間が付与された在留外国人

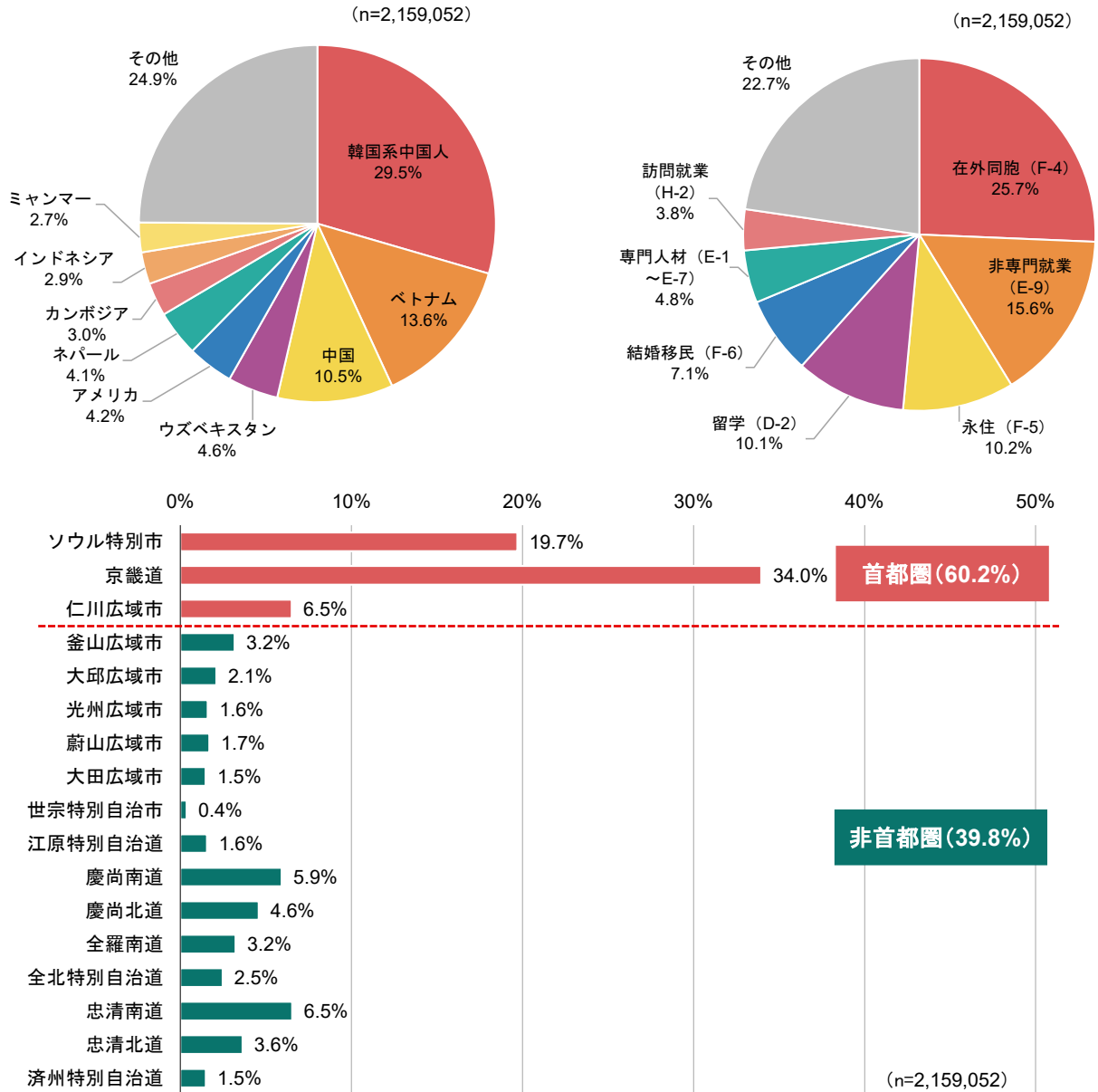
図表2には、2025年12月末時点における、在留外国人の国籍別割合、在留資格別割合、居住地域別割合をまとめている。

国籍別では、「韓国系中国人」が(29.5%)と最も多く、次いで、「ベトナム」(13.6%)、「中国」(10.5%)、「ウズベキスタン」(4.6%)、「アメリカ」(4.2%)の順になっている。

在留資格別では、国籍別の割合とも連動して、韓国系外国人対象の「在外同胞(F-4)」(25.7%)が最も多く、次いで雇用許可制で就労する低熟練労働者対象の「非専門就業(E-9)」(15.6%)、さらに「永住(F-5)」(10.2%)、「留学(D-2)」(10.1%)の順になっている。

居住地域別では、全国で最も高い割合は、「京畿道」(34.0%)となっており、「ソウル特別市」(19.7%)と「仁川広域市」(6.5%)を合わせた首都圏に、韓国全体の中長期在留外国人の60.2%が居住している。

図表2 長期在留外国人の国籍別割合(左上)、在留資格別割合(右上)、居住地域別割合(下)



(出所) 出入国・外国人政策本部「出入国・外国人政策統計月報」(2025年12月末時点)を基に当社作成

3. 社会統合プログラムの実施状況等

(1) プログラム概要

韓国では、法務部出入国・外国人政策本部が所管となり、社会統合プログラムを含めて統合政策に関わるプログラムを3つ行っている。プログラム名称、概要、対象と参加者数の推移を以下の図表にまとめている⁵。

⁵ この他、主に法令違反歴がある永住者等を対象にした「統合支援プログラム」も実施されているが、「出入国・外国人政策統計年報」など主要な政府資料でも扱われていないため本文では割愛している。

図表 3 韓国における社会統合に関するプログラム類型(上)、参加者数推移(下、単位:人)

名称	概要	対象
社会統合プログラム	<ul style="list-style-type: none"> 韓国に在留する外国人が社会の一員として生きるために必要な基本素養(韓国語、韓国文化、韓国社会理解)を身につける機会を提供。 出入国管理法等に規定されるプログラム。2009年から開始。 	<ul style="list-style-type: none"> 90日以上在留期間を有する外国人、及び、3年以内の帰化者のうち希望する者
早期適用プログラム	<ul style="list-style-type: none"> 初めて入国した外国人が社会に素早く適応し、基本的な法律等を学ぶ機会。受講すると、社会統合プログラムの講座から2時間控除される。また、結婚移民者が受講すると在留期間が2年間付与される。2024年の実施機関は142箇所。 総訓練時間は共通科目(基本的な法律等)が2時間、ビザカテゴリー別の個別科目が1時間程度。2009年から開始。 	<ul style="list-style-type: none"> 義務:在留資格:訪問就業(H-2)、ホテル・遊興業(芸能関係)に従事する外国人 任意:結婚移民者、中途入国の外国ルーツの子ども、留学生、外国人集住地域在住者、季節労働者、外国人労働者(中低熟練)、再定住難民等
国際結婚案内プログラム	<ul style="list-style-type: none"> 国際結婚に備える韓国国民のための国際結婚指導プログラム。全国17の移民統合支援センターにて実施。 国際結婚に関する情報提供、結婚移民者ビザ発給手続きや審査基準、市民団体による結婚移民者のカウンセリング事例や韓国配偶者の経験紹介、人権教育等を扱う。2010年から開始。 	<ul style="list-style-type: none"> 結婚および同様の目的で、法務部長官から通知された特定国※の外国人を招待する意図のある韓国国民 ※特定国:中国、ベトナム、フィリピン、カンボジア、モンゴル、ウズベキスタン、タイ

年	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
社会統合プログラム	1,920	4,429	6,519	12,444	14,014	22,361	25,795	30,515
早期適用プログラム	1,435	3,362	4,720	4,331	6,420	34,290	47,845	60,358
国際結婚案内プログラム	-	4,175	16,701	14,129	11,706	8,103	7,057	7,334

年	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
社会統合プログラム	41,500	50,639	56,535	36,620	43,552	42,163	58,028	70,949	90,180
早期適用プログラム	91,938	79,656	51,354	6,620	7,237	29,552	42,374	41,048	37,514
国際結婚案内プログラム	7,784	8,821	9,667	4,226	2,175	5,643	7,138	7,244	7,074

(出所) 出入国・外国人政策本部「出入国・外国人政策統計年報」(各年版)、出入国・外国人政策本部 HP、社会統合情報ネットワーク HP を基に当社作成

具体的には、1)本稿で扱う社会統合プログラムのほかに、2)入国間もない外国人を対象として、基本的な法律等を教える早期適用プログラム、3)外国人と国際結婚をする韓国人を対象として、関連する法制度や手続き、支援制度などを教える国際結婚案内プログラムの3つのプログラムである。

2)の早期適用プログラムは、2009年以降の試行期間を経て2010年代半ばから本格運用し、2025年は37,514人が受講した。2017年には91,938人が受講しており、ピーク時からは減少傾向がみられる。後述するが、早期適用プログラムは、近年急増している季節労働者(在留資格:E-8)に対して受講が奨励されており、長期的には受講義務化が見込まれている。

3)の国際結婚案内プログラムは2010年から実施しており、結婚相手の国籍によっては、受講が義務付けられる韓国人もいる。2025年は7,074人が受講した。受講者数の若干の増減はあるが、ここ数年は6,000人から7,000人前後で推移している。

本稿で扱う社会統合プログラムの概要は以下の図表にまとめている(プログラムの制度詳細は別稿(加藤 2023)を参照されたい)。

図表 4 韓国・社会統合プログラムの概要

課程名	韓国語と韓国文化					韓国社会理解	
	0段階	1段階	2段階	3段階	4段階	5段階	
教育段階	基礎	初級1	初級2	中級1	中級2	基本課程	深化課程
教育時間	15時間	100時間	100時間	100時間	100時間	70時間	30時間
修了認定 出席時間	10時間以上	80時間以上	80時間以上	80時間以上	80時間以上	56時間以上	24時間以上
教育期間	1~2週	8~17週	8~17週	8~17週	8~17週	5~8週	3~5週
受講料	-	100,000W	100,000W	100,000W	100,000W	70,000W	30,000W
教育運営時間	・教育期間は3学期制を基準としつつ、地域や参加者特性に応じて2学期制で運営可 ・1コマあたり講義50分+休憩10分で構成 ・1日あたり6時間以内、1週あたり12時間以内・2回以上の編成が原則 ・開講時間は毎日6時から23時まで設定可能						

(出所) 出入国・外国人政策本部(2025a)を基に当社作成

社会統合プログラムは 2009 年から開始され、90 日以上在留期間が付与されている在留外国人及び韓国国籍へ帰化後 3 年以内の者を対象としている。プログラムは全 6 段階から構成され、0~4 段階目の「韓国語と韓国文化」(計 415 時間)、5 段階目の「韓国社会理解」(100 時間)が設定されている。

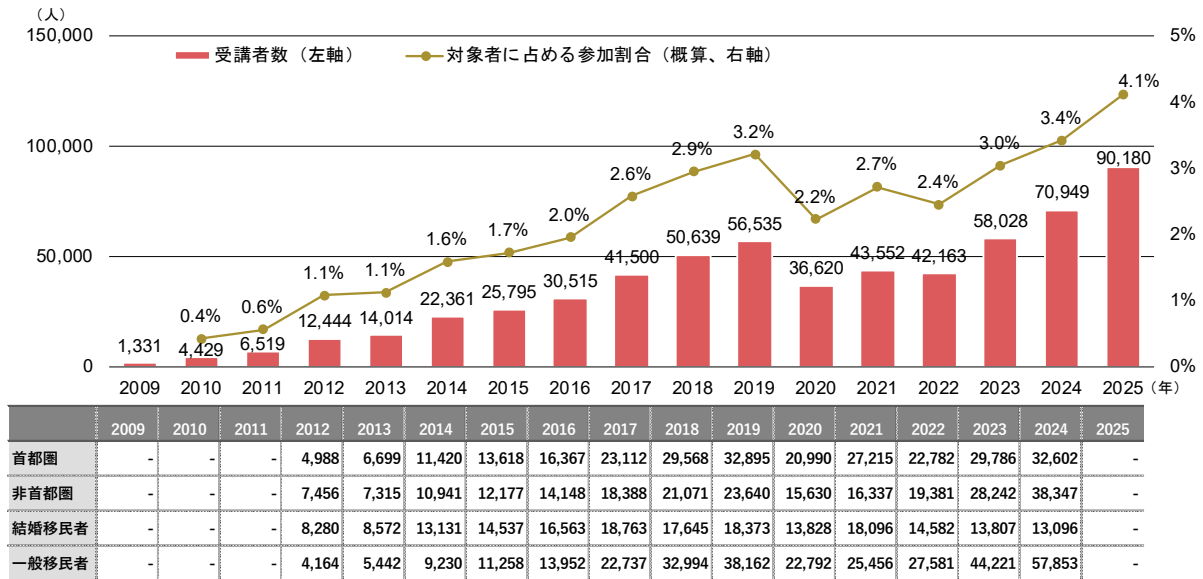
本稿執筆時点では、受講は任意だが、受講完了により永住や帰化申請、在留資格の変更、留学生のアルバイト許可等で優遇措置を与える制度設計がなされており、受講誘導策が敷かれている。こうしたなか、後述するように、今後受講を義務化し、受講状況と在留管理を連動させることが 2026 年 3 月の政府文書で明記された。

(2) 社会統合プログラムの実施状況

[1] 受講者の状況

社会統合プログラムの受講者数及び受講率(概算)について、最新の 2025 年までの数字をまとめたものが次の図表である。受講者数は、コロナ禍期間中に一時的に減少したものの、全体としては増加傾向にあり、2025 年は過去最多の 90,180 人が参加した。あくまで概算だが、社会統合プログラムの対象となる長期在留者+3 年以内の帰化許可者を分母としてプログラム受講率を試算すると、2025 年は 4.1%となっている。

図表 5 社会統合プログラム受講者数及び受講率推移



(出所) 出入国・外国人政策本部「出入国・外国人政策統計年報」(各年版、2025年分のみ2025年12月月報)を基に当社作成
 (注) 「-」は本稿執筆時点では未公表の数値

受講者の属性をみると、受講地域別では、年度によって首都圏、非首都圏の人数や割合が異なっているが、大まかな傾向として、首都圏の受講者数が多い(受講者全体の46%)。一方で、図表2でまとめたように、長期在留外国人全体の居住地分布として首都圏が60%を占めることを踏まえると、首都圏居住者の受講率が相対的に低い。

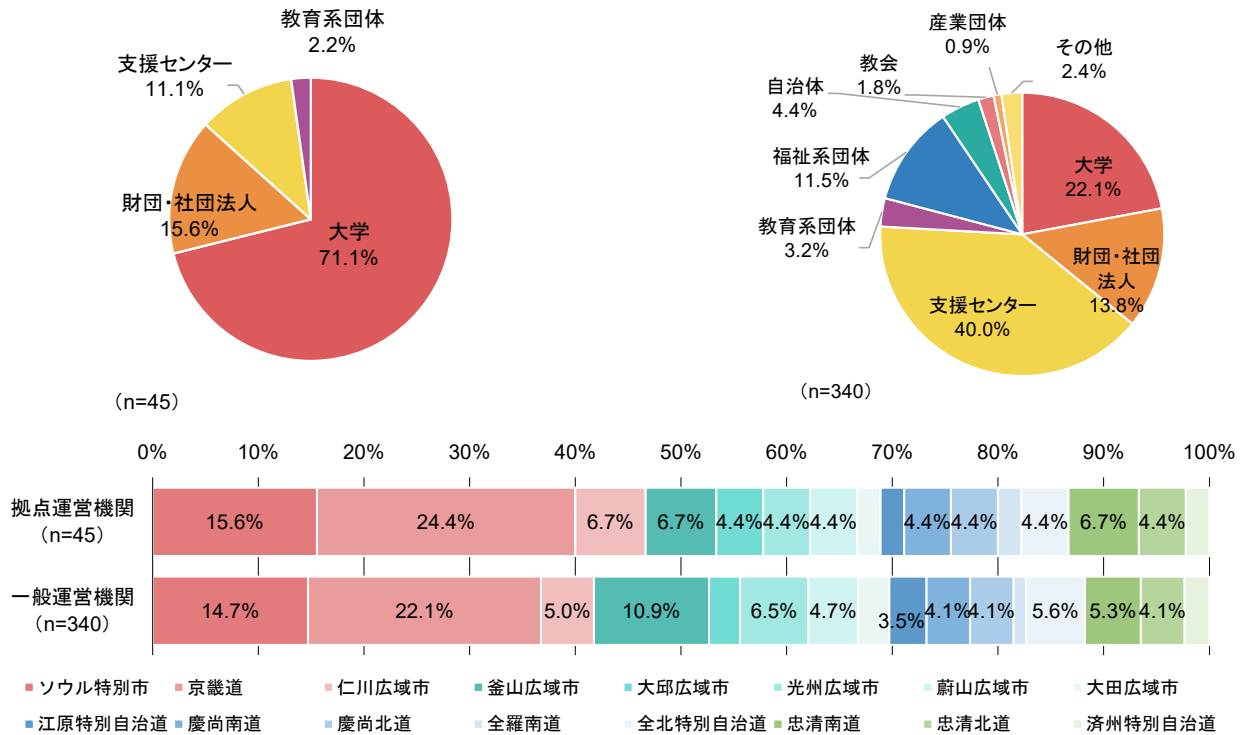
在留資格別では、社会統合プログラムは制度開始当初、結婚移民女性を主な対象にしていたが、近年は低熟練労働者や留学生などに主な対象を広げてきており、受講者の構成比も、結婚移民者以外の在留資格者が増加している。詳細な在留資格別の受講者割合は一部しか公表されていないが、2022年時点で、低熟練労働者の在留資格である非専門就業(E-9)の受講者数が7,754人(全体の18.4%)となっている(出入国・外国人政策本部2023)。また、2025年は留学生が10,411人(全体の11.5%)となっている(出入国・外国人政策本部2026b)。

[2] 運営機関の状況

社会統合プログラムは、出入国・外国人政策本部から指定を受けた機関が運営している。管轄地域内のプログラム実施機関を管理する「拠点運営機関」と、実際にプログラムを実施する「一般運営機関」に分かれ、1つの拠点運営機関の下に複数の一般運営機関が連なる関係にある。従来、出入国・外国人政策本部から一度に受ける指定期間は2年間だったが、事業の安定性や継続性を考慮して、2025年1月指定分から指定期間は3年間(2025年から2027年末まで)となっている。

2026年現在、拠点運営機関は45カ所、一般運営機関は340カ所設置されている。具体的にどのような団体が指定を受けているかについて拠点／一般別に属性を整理したものが、次の図表である。

図表6 拠点運営機関属性別割合(左上)、一般運営機関属性別割合(右上)、地域別割合(下)



(出所) 出入国・外国人政策本部(2024b)を基に当社作成

団体属性別では、拠点運営機関は大学が 71.1%で主要な機関となっている。他方、一般運営機関は属性が多岐にわたり、外国人支援や家族支援を行う支援センターが 136 機関(40.0%)で最も多く、次いで大学が 75 機関(22.1%)、財団・社団法人が 47 機関(13.8%)、福祉系団体が 39 機関(11.5%)となっている。一部だが、自治体直営で行う機関(15 機関、4.4%)もある。

地域別では、拠点運営機関・一般運営機関ともに、大きな違いはなく、「ソウル特別市+京畿道+仁川広域市」の3地域を合わせた首都圏が 40%程度、非首都圏が 60%程度である。

[3] 評価試験開催状況

社会統合プログラムでは、プログラム受講前と各段階の最後に修了認定試験を行っている。特にプログラムの受講前の事前評価、4段階目修了後の中間評価、最後の5段階目修了後の総合評価(永住用、帰化用)の3試験は出入国・外国人政策本部が所管・運営している。次の図表には 2025 年の実績を集計した結果をまとめている。

図表 7 社会統合プログラム修了認定試験実施状況(2025年、受験可能な枠数)

↓開催地域	実施方法→ペーパー試験(PBT)			コンピューター試験(CBT)				
	評価試験→事前評価	中間評価	総合評価	事前評価	中間評価	総合評価		
首都圏	ソウル特別市	5,550	2,415	3,300	33,565	1,920	4,956	
	仁川広域市	1,770	630	1,500	0	0	0	
	安山(京畿道)	1,290	810	1,080	0	0	0	
	水原(京畿道)	5,170	2,758	3,020	0	0	0	
	楊州(京畿道)	1,400	900	1,450	0	0	0	
	光明(京畿道)	0	0	0	18,200	1,680	4,956	
非首都圏	釜山広域市	2,210	1,190	1,765	0	0	0	
	済州特別自治道	570	450	390	0	0	0	
	大邱広域市	755	577	865	0	0	0	
	大田広域市	1,600	425	1,125	26,070	2,048	0	
	蔚山広域市	1,515	575	955	0	0	0	
	光州広域市	1,760	784	1,020	0	0	0	
	全羅南道	530	160	430	0	0	0	
	麗水(全羅南道)	730	376	302	0	0	0	
	昌原(慶尚南道)	210	80	142	0	0	0	
	忠清北道	2,560	1,486	1,900	0	0	0	
	清州(忠清北道)	900	340	720	0	0	0	
	江原特別自治道	1,026	293	404	0	0	0	
	春川(江原特別自治道)	342	120	142	0	0	0	
								合計 158,162

実施方法別	
PBT	64,767
CBT	93,395

評価試験別	
事前評価	107,723
中間評価	20,017
総合評価	30,422

開催地域別	
首都圏	98,320
非首都圏	59,842

(出所) 社会統合情報ネットワークページ内、試験通知を基に当社作成

2025年全体で約15.8万回分の受験枠を設定しており、実施方法別では、ペーパー試験(PBT)を全国18都市で約6.5万回分、コンピューター試験(CBT)を全国3都市で約9.3万回分を開催している。従来、ペーパー試験が中心だったところ、2025年からソウルにCBTセンターを開設するなど、CBT実施の方向が強化されている。評価試験別では事前評価が約10.8万回分、中間評価が約2.0万回分、総合評価が約3.0万回分となっている。開催地域別では、首都圏が約9.8万回分、非首都圏が約6.0万回分となっている。なお、試験は全18都市で実施されているものの、各都市の実施回数はばらつきがあり、累計数千人の枠を設定しているところから、年間でも100人未満しか受験枠がないところまでである。

なお、事前評価、中間評価、総合評価ともに、受験料は一律38,000ウォン(約4,000円)で、単純計算で2025年の受験料収入は60.1億ウォン(約6.3億円)程度と推計される⁶。

⁶ 日本円はIMF「International Financial Statistics」をもとに各国の1USドルあたりの2025年平均レートを用いて算出。

[4] 統合関係予算

本節の最後に、上記のような運営機関や試験規模を運営するのどの程度の予算を投じているのかを確認したい。次の図表には、韓国の国会予算政策処資料をもとに、社会統合プログラムを中心とした外国人の社会統合政策に関する予算推移をまとめている。

図表 8 社会統合プログラム関連予算額推移(IMFの各年レートをもとに日本円換算)

年	社会統合支援費 (百万ウォン)	社会統合プログラム履修制運営費 (百万ウォン)	総額 (百万ウォン)	→	日本円換算
2022	14,158	-	14,158	→	14.4億円
2023	14,026	-	14,026	→	15.1億円
2024	15,427	-	15,427	→	17.1億円
2025	17,639	-	17,639	→	18.6億円
2026	21,579	13,955	35,534	→	38.2億円

(出所) 予算:国会予算政策処(2023,2024,2025)、レート:IMF「International Financial Statistics」を基に当社作成

(注) レートは、各年の、各国通貨 1USドルあたりの年平均レート、2026年は、2026年1月期のレートを用いている。

これをみると年々予算規模は増額傾向にあり、2026年は過年度にはみられない、「社会統合プログラム履修制運営費」が加わり、合計で 35,534 百万ウォン(IMF レートをもとにすると、日本円で約 38.2 億円)を投じている⁷。

(3) 直近の政策動向・変化

本節では、拙稿(加藤 2023)以降にみられている政策動向や新たな研究結果をレビューしていく。まず、主な動きを以下の図表にまとめている。特筆すべき点として、図表中の「大項目」の列にある内容ごとに大きく 4 点を取り上げる。

⁷ なお、外国人の社会統合政策全般の予算であり、社会統合プログラム単体の予算ではないことに留意が必要。

図表 9 直近の社会統合プログラムに関わる政策動向・変化一覧

No.	大項目	小項目(対象と施策項目)	内容
1	有料化と義務化	履修の有料化	<ul style="list-style-type: none"> ・2024年の試験期間を経て、2025年から1段階目以上の各段階の受講において、受講料の一部自己負担として、各10万ウォン(1万円程度、受講料の20%)の受講料徴収を開始。 ・無償教育により発生していた無断欠席の増加等に対処し、受益者負担の原則を明確化。
		履修の義務化	<ul style="list-style-type: none"> ・2026年3月公表の「2030 移民政策未来戦略」で、段階的に義務化することを明記。 ・一定段階以上を修了しなければ在留許可及び永住資格を付与しないとされた。
		季節労働者向け 早期適応プログラムの履修奨励・義務化	<ul style="list-style-type: none"> ・急増する季節労働者向けに早期適応プログラムの受講を奨励し、長期的には受講を義務化する。 ・プログラム内に、産業安全教育及び犯罪予防教育を新設し、労災予防、犯罪被害減少を目指す。 ・プログラムは入国初期の外国人が母国語で学べるよう18言語で実施。
2	低・中熟練外国人労働者向け プログラム・教材開発	外国人労働者向けカスタマイズ教材の開発	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人労働者(主に工場現場職等を想定)向けにカスタマイズされた社会統合プログラム用のテキストを、法務部と国立国語院が共同開発。
		低熟練労働者向け 産業現場密着型社会統合プログラムの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・2023年の試験事業を経て、2024年から社会統合プログラムの一環として「産業現場密着型社会統合プログラム」を開始。主に造船業に従事する低熟練労働者が対象。社会統合プログラムの0段階と1段階を行い、教材も通常プログラムのもをそのまま活用する。 ・講師が企業に出向き、外国人労働者の労働条件に合わせて夜間や週末に教育を実施する点が特徴。外国人労働者の教育アクセス向上が目指されている。
		低熟練労働者向け 中熟練労働者への移行に向けた 特別クラスの開講	<ul style="list-style-type: none"> ・中熟練労働者の在留資格である熟練技能人材(E-7-4)への移行に向けて、社会統合プログラム課程に、「熟練技能人材養成特別クラス」を編成。 ・低熟練労働者(E-9,E-10,H-2)及び、中熟練労働者(E-7-4)の配偶者(F-3-74)に受講を限定した講座。 ・上記の産業現場密着型社会統合プログラムと同様、講師が企業に出向き、外国人労働者の労働条件に合わせて夜間や週末に教育を実施する点が特徴。
3	入国前のプログラム受講	海外現地での社会統合プログラムの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・長期在留予定者に対して、入国前から海外現地で社会統合プログラムを受講できる教育インフラ構築を目指す。
4	その他	留学生向け 大学正規科目として認定	<ul style="list-style-type: none"> ・社会統合プログラムを大学における正規科目として認定・連携し、外国人留学生在が在学中に社会統合プログラムを履修しやすくするよう変更。
		留学生を受け入れる大学向け 社会統合優秀大学優遇の制度	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人留学生在の在学中の社会統合促進のため、「留学生社会統合自立能力優秀学科評価制度」を創設し、優秀学部・学科に対して、留学生誘致から就職まで各種ビザ特典を付与する。
		外国人青少年向け 在留資格変更時の救済として受講要件を設定	<ul style="list-style-type: none"> ・2025年4月1日から、現在18-24歳で、韓国に7年以上滞在中、韓国の小・中・高校を卒業した外国人青少年に対して、これまで認められていなかった就労可能な在留資格の付与(変更)を開始。 ・これにかかわらず、小・中・高校いずれかを卒業していない場合でも、社会統合プログラムの5段階目(韓国社会理解課程)を修了すると、同様に就労可能な在留資格の付与(変更)が可能とする措置を開始。
		社会統合基金の設立検討	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人に対する省庁横断的な財政投入体制の持続可能性を確保するため、「社会統合基金」の新設を中長期的に検討していく。

(出所) 国立国語院(2025)、出入国・外国人政策本部(2024a,2025a,2025b,2025c,2026b)を基に当社作成

[1] 有料化と義務化

特筆事項 1 点目は、社会統合プログラムの受講の有料化(実施済)と義務化(方針策定済)の動きである。

まず、有料化について、2024年の試行期間を経て2025年から受講にあたり、1段階から5段階までの段階ごとに100,000ウォン(10,000円程度)の支払いが必要となった。従来は教材費を除き受講は無料で、公費で賄っていたところ、無断欠席や途中離脱、受講態度の悪化などが課題となっていた。また受益者となる外国人本人の負担の原則から、有料化を決定・施行開始している(出入国・外国人政策本部 2025a)⁸。なお、100,000ウォンは講義の必要経費の2割分(残り8割は公費負担)とされている。

義務化については、外国人政策に関して、李在明(イ・ジェミョン)イジェミョン政権下では初の戦略である「2030 移民政策将来戦略」で、社会統合プログラムの段階的な受講義務化が明記された(出入国・外国人政策本部 2026b)。同戦略では、韓国における社会統合政策の基本理念として、国として外国人の支援をしつつも外国人の責任性を強化する旨が打ち出され、外国人の社会適応力向上と韓国国民との対立等を防ぐため、社会統合プログラムの受講状況と在留管理(付与する在留資格や在留期間)を連動させることが示された。これは在留

⁸ 障がい者や生活困窮者などは授業料全額免除、また皆勤出席した受講者は授業料50%免除などの措置はある。

外国人にとっては受講の有料化以上に大きなインパクトになると見込まれる。具体的な受講対象や時期などは今後検討が進められる。

また、社会統合プログラムではないが、早期適応プログラムについて、季節労働者の受講奨励及び長期的には受講義務化する方針も併せて示されている。

[2] 低・中熟練外国人労働者向けプログラム・教材開発

特筆事項 2 点目は、外国人労働者向けのプログラムや教材開発に注力している点である。そのなかでも特に低・中熟練の外国人労働者に特化した施策として、1)「産業現場密接型社会統合プログラム」と、2)「熟練技能人材養成特別クラス」の取組がある。

前者の 1)「産業現場密接型社会統合プログラム」は、郊外の工場で働く外国人労働者が多くなか、これまで平日日中に各地域の中核エリアで行われる社会統合プログラムへの参加が時間的にも空間(地理)的にも難しかったことを踏まえ、講師が工場現場に赴いて、平日夜間や休日に講義を行う取組である。「産業現場密接型」に講師として関与した 20 名へのインタビュー調査を行った研究によれば、施策の意義を評価する一方で、今後の課題として、使用している教材が通常クラスのものと同様のため、時間・空間に加えて講義内容も産業現場に合わせたものにすべき点を指摘している(クオン・ペ 2025)。

後者の 2)「熟練技能人材養成特別クラス」は、講義の主な対象を雇用許可制で働く低熟練労働者に限定して、中熟練労働者の在留資格(熟練技能人材:E-7-4)への移行を促進するための個別プログラムで、こちらも講師が工場現場に赴き、平日夜間や休日に開講している。熟練技能人材(E-7-4)は、家族帯同が可能なことから、この「特別クラス」には、E-7-4 本人の配偶者も受講対象として設定されている。このように、韓国では、低熟練労働者に社会統合プログラムの受講を促し、能力開発を進め、中熟練労働者の在留資格への円滑な移行を目指した動きがみられている。

なお、上記で紹介した取組は、いずれも講師が就労現場に赴き対面式で講義を行うものだが、雇用労働部の傘下にある韓国産業人力公団による雇用主 2,104 名、外国人労働者本人 1,067 名に対する調査によると、講師派遣に加えてオンライン教育の混合型へのニーズが高い結果となっており、これまで対面式中心に行ってきた社会統合プログラムの非対面式(オンライン)の拡大の必要性も示唆されている(韓国産業人力公団 2026)。

[3] 韓国入国前からの社会統合プログラム受講

特筆事項 3 点目は、韓国入国前の海外現地での社会統合プログラムの実施に向けた教育インフラ構築が目指されている点である。いくつかの先行研究で韓国入国前に事前教育を受けているほど、韓国入国後の語学習得や収入面などで統合がうまく進むことが明らかとなっており(ファン 2025 など)、政府としても本格的に検討を始めている。特に上記 2 点目とも関連するが、前掲した韓国産業人力公団(2026)では、低熟練労働者として入国予定の外国人労働者に対して、韓国入国前に受入れ業種・地域など働く現場に合わせた特化型プログラムを行うニーズが企業側で 9 割を超える調査結果も出ており、今後本格的な検討・議論が行われることが見込まれる。

[4] その他

その他の動きとして、例えば、留学生に向けた取組として、社会統合プログラムを大学における正規科目として認定・連携し、留学生が在学中に社会統合プログラムを受講しやすくする変更や、留学生を受け入れる大学向けに、留学生の社会統合促進のため「留学生社会統合自立能力優秀学科評価制度」を実施し、優秀学部・学科に対して、留学生誘致から就職まで各種ビザ特典を付与する取組なども行われている。また、外国人に対する省庁横断的な財政投入体制の持続可能性を確保するため、「社会統合基金」の新設を中長期的に検討していくことも示されている。

4. 語学教育以外の教育課程(韓国社会理解課程)について

ここまでは社会統合プログラム全体の動向をみてきたが、本稿の後半で、社会統合プログラムの最終段階にあたる5段階目で実施されている韓国社会理解課程について整理をしたい。

韓国含め諸外国で行われている外国人向けの統合プログラムは語学教育が大部分を占めている一方で、統合プログラムの構成要素として、当該国の法律や社会のルール等を学ぶ語学教育以外の課程がある。近年の日本では、このような語学教育以外の、外国人向けの日本社会で生活する上で必要な素養(ルール、マナーの理解含む)の学習の必要性の高まりがみられることを踏まえ、以降では、社会統合プログラムのうち韓国語教育以外の教育課程について、具体的な制度設計やカリキュラムについて整理を行う。

(1) 全体概要

前掲の図表4のとおり、社会統合プログラムは0段階から5段階まで全6段階で構成されており、語学教育以外の教育課程は、最後の5段階目「韓国社会理解課程」が該当する。5段階目は、外国人が社会構成員として韓国社会に適応し自立するために必要な基礎知識、韓国の制度、法律、歴史、言語・生活情報及び文化などを体系的に学ぶ構成となっている。以下の図表には、5段階目の「韓国社会理解課程」の構成を整理している。なお、5段階目を修了すると、永住権取得や韓国国籍取得において、在留審査上の優遇措置が適用される(制度詳細は加藤 2023 参照)。

図表 10 5段階「韓国社会理解課程」の概要表

	基本課程(永住用)		深化課程(帰化用)
	基本教育	社会参加型教育	
教育時間	60時間	10時間	30時間
修了認定出席時間	48時間以上	8時間以上	24時間以上
教育期間	5~8週	5~8週	3~5週
受講料	70,000W		30,000W
教育内容	永住・帰化共通素養(教材による教育)	市民教育、自治体連携プログラム、移民者メンター教育、現場見学、献血、社会奉仕活動等(参加者が選択)	帰化深化素養(教材による教育)
評価	永住用総合評価	なし	帰化用総合評価
参考	基礎教育と社会参加型教育の修了認定出席時間をそれぞれ満たすことで基本課程修了と認定される		

(出所) 出入国・外国人政策本部(2025a)を基に当社作成

5段階目の教育内容は、「基本課程(永住用)」と「深化課程(帰化用)」に区分される。「基本課程(永住用)」は、社会・文化・政治・経済・法・歴史・地理の領域全般にわたり、韓国生活に必要な基礎教養を扱う。「深化課程(帰化用)」は、基本課程修了者を対象に、韓国国籍取得(帰化)を見据え、韓国国民として備えるべきアイデンティティ、国家安全保障、南北統一、憲法の役割と機能などを扱う。

従来5段階目は全体で70時間だったところ、2020年に全体で100時間に拡大した⁹。これは、講義時間が不十分だとする講師陣の時間延長要請や、講義参加者の事後アンケート調査における受講ニーズを反映したものである(コ2023)。

(2) 座学による教育カリキュラム

次の図表には、5段階目のうち、教材を用いて講師による座学教育を行う部分に関わり、「基本課程(永住用)」の「基本教育」(60時間)、及び「深化課程(帰化用)」(30時間)のカリキュラム構成をまとめている。

「基本課程(永住用)」は、扱う領域として、社会、文化、政治、経済、法律、歴史、地理がある。例えば、社会では、韓国の象徴(国旗、国家、韓国語)、家族、職場生活と文化、交通・通信手段、住居、都市と農村、社会福祉、医療と安全を主な内容として学習する。また、外国人自身に特に関わるものとして、法律領域では、外国人の権利と義務や、韓国在留と法律、犯罪関連法などを学ぶこととなっている。

「深化課程(帰化用)」は、上記「基本課程(永住用)」の社会・文化等の内容に加えて、韓国国籍取得(帰化)にあたって必要と考えられる内容を扱っている。領域として、韓国国民、韓国の歴史と発展、韓国の政治と外交、韓国経済、韓国の法秩序の5領域が設定され、そのなかで、韓国国民アイデンティティや憲法の役割と機能、南北統一といった内容から、低出産・高齢化など現代の社会課題についても扱うこととなっている。

⁹ 基本課程を50時間から70時間へ、深化課程を20時間から30時間へ拡大し、計100時間となった。

図表 11 5段階「韓国社会理解課程」における座学による教育カリキュラム

課程	領域	主な内容
基本 (60時間)	社会	韓国の象徴(国旗、国歌、韓国語)、家族、職場生活と文化、交通・通信手段、住居、都市と農村、社会福祉、医療と安全
	教育	妊娠・出産支援制度、保育、初中等教育、入試制度、高等教育、生涯教育
	文化	韓国伝統価値、衣食住、儀礼、祝日、宗教、大衆文化、余暇文化
	政治	民主主義の意味、韓国民主主義の特徴、大統領及び立法府・行政府・司法府の役割と構成、裁判、選挙と地方自治制度
	経済	経済活動の意味、物価と貨幣、韓国の経済成長過程、経済交流、買い物、消費者権利と責任、金融機関の種類と取引、就職準備
	法律	法と憲法の重要性、外国人の権利と義務、韓国在留と法律、韓国国籍取得方法、家族関連法、財産・不動産取引関連法、軽犯罪、飲酒運転と学校暴力、犯罪関連法、検察と警察の役割、紛争解決制度、権利保障制度
	歴史	古朝鮮の建国、三国時代・高麗時代・朝鮮時代の発展過程と文化、日本による植民地支配期、独立運動、国を求める人々の活動、女性の活動、仏教と儒教文化遺産、科学技術関連文化遺産
	地理	韓国の位置・気候・地形、首都圏、忠清地域、全羅地域、慶尚地域、江原地域、済州地域
深化 (30時間)	韓国国民	韓国国民のアイデンティティ、韓国憲法の役割と機能、国民の権利と義務、社会保険、公的扶助
	韓国の歴史と発展	韓国政府樹立過程、朝鮮戦争、南北関係、民主主義発展過程、民主的手続きと制度、低出産・高齢化、多文化社会
	韓国の政治と外交	政治過程、市民参加方法、公正な選挙制度、政党の意味と役割、韓国の外交と国際関係、南北分断、南北統一の努力
	韓国経済	市場経済制度、政府の役割、金融機関の利用、資産管理と老後の備え、企業の役割、労働者の権利、国民経済、国際取引の特徴
	韓国の法秩序	日常生活で経験する家族関連の問題と法律、財産関連の問題と法律、職場生活関連の法律、犯罪と法律、人権保護制度

(出所) 出入国・外国人政策本部(2024c,2024d,2024e,2025a)を基に当社作成

なお、これらのカリキュラムを教える講師は、「出入国管理法施行規則」に基づく「多文化社会専門家」が担っている。多文化社会専門家は国家資格ではなく「国家公認資格」という位置づけで、出入国・外国人政策本部より指定された大学で養成され、必要な科目を受講することで取得できる。2025年度は、73大学・99課程(学科)で開設されており、多文化社会専門家2級が取得できる学士課程が39課程、多文化社会専門家1級が取得できる修士課程が52課程、博士課程が9課程となっている(出入国・外国人政策本部 2025a をもとに整理)。

(3) 座学以外の教育カリキュラム(「基本課程(永住用)」の「社会参加型教育」)

「基本課程(永住用)」は、前述した、教材を使った講義形式の「基本教育」(60時間)に加えて、外部講師による講義やボランティア活動等を行う「社会参加型教育」(10時間)の受講が求められ、いくつかの教育内容を組み合わせる必要がある。以下の図表では、「社会参加型教育」の対象となる内容をまとめている。

図表 12 「社会参加型教育」概要表

名称	カウント時間数	内容	方法
市民教育	最大6時間	・生活法律教育、麻薬予防教育、消費者教育などの計8テーマについて、主管機関担当者が講師となって講義を行う	講師が運営機関に訪問、もしくは受講生が別途指定された会場に訪問
自治体連携プログラム	最大4時間	・地方自治体が行う外国人住民対象のプログラムのうち、社会統合に寄与するプログラムを法務部が指定する ・対象プログラムは常時追加申請可能	自治体別のプログラム内容に応じて、受講生個人または運営機関として参加
移民者メンター教育	最大4時間	・すでに韓国に定着している外国人住民が、社会統合プログラム参加者のメンターとなり、韓国社会適応に向けた経験や助言を共有するプログラム	メンターが運営機関に訪問 メンターへの講師料は上限10万ウォン/時間で設定
現場見学	最大4時間	・韓国社会理解に資する現場への見学	運営機関が主管して実施
献血	最大4時間	・献血を行い、社会福祉ボランティア認証管理(VMS)で発給された実績認証書または献血証書を提出	—
ボランティア活動	最大2~4時間	・財団法人韓国中央ボランティアセンター発給の実績確認書または公共機関が発給した社会奉仕確認書を提出 ・社会奉仕活動を10時間実施で2時間分、20時間実施で4時間分を社会統合プログラムの対象時間としてカウント	—

(出所) 出入国・外国人政策本部(2025a)を基に当社作成

「社会参加型教育」は、具体的に、1)市民教育、2)自治体連携プログラム、3)移民者メンター教育、4)運営機関主管の現場見学、5)献血、6)ボランティア活動が対象となり、これらで8時間分以上の受講が求められる。

このなかで最も対象時間数が多い 1)市民教育は、外国人の迅速な社会適応を支援するため行われる分野別専門機関(外部講師)による講義である。現在、生活法律教育、麻薬予防教育、消費者教育、金融経済教育、犯罪予防教育、消防安全教育など計8つのテーマが設定されている。出入国・外国人政策本部の事前承認を得れば、この他にも多様な市民教育が追加可能である。

図表 13 「市民教育」の対象となる教育内容

名称	主管	教育内容
生活法律教育	法務部(犯罪予防政策局)	日常生活に密接な法律および法秩序の教育
麻薬予防教育	法務部	麻薬類及び中毒物質の理解、麻薬犯罪及び処罰事例の教育
消費者教育	韓国消費者院	消費者被害予防及び権利救済方法などの消費者教育
金融経済教育	金融監督院	住宅賃貸借、銀行利用、保険加入、公共料金納付など、日常生活における金融理解向上のための教育
犯罪予防教育	警察庁	移住女性を対象とした性暴力などの犯罪予防のための教育
消防安全教育	消防庁	災害安全、火災安全、生活安全、応急処置など日常生活に重点を置いた安全教育
交通安全教育	道路交通公団	交通法規、安全運転方法、交通法規違反等の教育
産業安全保健教育	韓国産業安全保健公団	事故事例、安全保護具着用方法、非常時退避方法等

(出所) 出入国・外国人政策本部(2025a)を基に当社作成

2)自治体連携プログラムは、出入国・外国人政策本部が指定した各自治体が行う外国人支援や国際交流等の取組に参加することで受講した扱いとなる。2026年は自治体連携プログラムとして33自治体(広域市・基礎自治体含む)・計120個のプログラムが指定されている(出入国・外国人政策本部 2026a)。例えば、ソウル特別市では、「30日間のソウル一周」という取組名称で、外国人留学生を対象とした韓国社会への適応と定着支援プログラム(定員300名)1件が指定されている。その他にも、「世界テコンドーアカデミー」(京畿道安山市)、「外国人住民無料運転免許教育」(大田広域市)、「外国人労働者グローバル福祉団活動」(慶尚南道巨済市)、「グローバル文化言語教室」(光州広域市)、「外国人労働者のための韓国文化理解料理体験教室」(江原特別自治道東

草市)など、各自治体が主管する取組が指定されている。指定されている取組の大部分は無料で参加可能なものであるが、定員、所要時間、開催時期などはそれぞれで異なっている。

3) 移民者メンター教育は、すでに韓国に定着している外国人住民が、社会統合プログラム参加者のメンターとなり、韓国社会適応に向けた経験や助言を共有するプログラムであり、2026年4月に第4期メンター任命式があり、新任23名・再任24名の計47名(23カ国)が任命された(1期2年間)。47名のメンターの本業は、大学教授、公務員、会社員、通訳、留学生など多様であり、さまざまな分野で活動している(出入国・外国人政策本部2026c)。

(4) 韓国現地における評価等

「韓国社会理解課程」について、管見の限りだが、韓国現地でこの課程に特化した詳細な研究はあまり行われてきていない。数少ない先行研究として、「韓国社会理解課程」参加者への調査を行った研究に基づく(コ2023、ホ・アン 2024)、プログラム参加者が感じている効果として、韓国社会に対する理解の促進、韓国社会で生活することへの自信の醸成・向上、受講修了後在留許可面の特典取得、特に韓国人配偶者と結婚している場合の家族間の意思疎通の向上などが挙げられている。

他方で、「韓国社会理解課程」の課題として、教材内の難解な語彙の頻出や講師の説明のわかりにくさといった韓国語能力に起因する難しさ、韓国社会や歴史など講義内容自体の難しさ、受講者側のニーズが高い在留諸申請や就職関連の情報不足、受講生間の韓国語能力差が大きいため講義進行が円滑に進まない、社会統合プログラム3・4段階目ですでに学習済みである内容との重複(韓国文化の教育)、などが挙げられている。

5. 今後の展望、日本の「社会包摂プログラム」(仮称)導入に向けた検討事項

本稿では、韓国の社会統合プログラムについて、近年の制度運用状況や政策動向の整理、及び、語学教育以外の教育課程として、プログラム5段階目の「韓国社会理解課程」の内容を概観した。

今後、韓国の社会統合プログラムに見込まれる大きな変化は、本文記載のとおり、社会統合プログラム受講の義務化が段階的に課される点であろう。韓国政府資料によれば、プログラムの受講状況と在留管理を連動させると示されており、現状5%程度となっている参加率が大きく増加することが見込まれる。そうしたなかで、現在の運営体制でどれほど対応できるキャパシティがあるのか、0~4段階目を担う韓国語講師や5段階目を担う多文化社会専門家をどれほど確保できるのか、といった点が論点になると考えられる。現状、評価試験は全体で15.8万回(2025年実績)、運営機関は全国385カ所に設置しているものの、先行研究や各種報道に基づく、試験受験や講座受講の申し込みは非常に狭き門で、希望者が受験や受講を十分にできていない実態があり、アクセシビリティに大きな課題がある(京畿道外国人 인권支援センター 2023、関連報道¹⁰など)。実際、中小企業中央会が2025年で行った調査でも、社会統合プログラムのインフラ不足が自社の外国人労働者への育成の点で最大

¹⁰ 例えば、京仁日報「社会統合プログラム 改善しなければならない」(2024/6/2 付) <https://www.kyeongin.com/article/1693996> (最終閲覧日:2026/4/22)、オーマイニュース「3時間待っても...“もう閉鎖”外国人住民たち“怒り”」(2020/7/24 付) https://www.ohmynews.com/NWS_Web/View/at_pg.aspx?CNTN_CD=A0002661206 (最終閲覧日:2026/5/10) など

の課題であるという結果が出ている(中小企業中央会 2025)。また、全ての運営機関で0～5段階の全段階を満遍なく実施しているわけではなく、受講人数は運営機関によって違いがある。今後の義務化によって、さらに受講希望者が増えた場合、運営機関や講師確保等の体制強化が迫られるものと見込まれる。

韓国の事例をもとに日本に目を向けると、「社会包摂プログラム」(仮称)の導入に向けて、さまざまな検討すべき事項が考えられる。試みに、想定される検討事項をまとめたものが以下の図表である。

図表 14 「社会包摂プログラム」(仮称)導入に向けた検討事項案

分類	検討事項(案)
対象者設計(受講義務の有無)	<ul style="list-style-type: none"> ・受講対象はどのような人とするか ・受講を義務とする対象を設定するか
プログラム設計 (語学教育について)	<ul style="list-style-type: none"> ・取り扱う内容をどうするか(日本語レベルをどの程度まで求めるか) ・内容の更新にあたって、頻度や手順・方法をどうするか ・スタンダードコース以外に多様な主体向けのコースを作るか(子ども向けコース等) ・教材や指導書の作成主体や作成方法をどのようにするか ・教材や指導書の中身やボリューム、金額はどの程度とするか
プログラム設計 (語学教育以外の教育課程について)	<ul style="list-style-type: none"> ・取り扱う内容をどうするか(日本の法律等として何をどこまで教えるか) ・内容の更新にあたって、頻度や手順・方法をどうするか ・教材や指導書の作成主体や作成方法をどのようにするか ・教材や指導書の中身やボリューム、金額はどの程度とするか ・プログラム全体のうち、初級段階から盛り込むか、永住等を見据えた中上級レベル以上に限定するか(どの段階から語学以外の内容を取り扱うか)
能力水準の確認設計(試験等)	<ul style="list-style-type: none"> ・能力水準の確認のためどのような方法を取るか、どの程度のレベルを求めるか ・試験を行う場合の実施方法、実施回数等をどのようにするか ・試験の作問主体、作問方法、情報管理をどのような体制で行うか
インセンティブ/ペナルティ設計 (在留管理との連動性)	<ul style="list-style-type: none"> ・プログラム受講を、永住や国籍取得(帰化)のための要件とするか ・プログラム受講を、在留資格変更、在留期間更新、留学生アルバイト許可等のための要件とするか
プログラム実施体制設計	<ul style="list-style-type: none"> ・どのようなスキームでプログラムを実施するか ・国、自治体、企業等の責任や役割をどうするか ・どの程度の規模感(全国何カ所)で実施するか ・プログラム実施機関の要件としてどのようなことを課すか
プログラム実施方法設計	<ul style="list-style-type: none"> ・対面、オンライン、オンデマンドなど、どのような方法で実施するか ・対面以外の場合、対象者本人が受講したことの確認をどのように行うか ・実施言語は日本語のみか、多言語対応するか
講師養成・確保	(語学教育課程の講師、語学以外の教育課程の講師、それぞれについて) <ul style="list-style-type: none"> ・どのように養成するか ・どのように人材確保するか ・どのように質保証をするか ・適切な報酬を用意できるか
予算、財源、費用負担	<ul style="list-style-type: none"> ・どの程度の予算規模をかけるか ・受講者本人の負担をどれほど求めるか(有料化するか)
モニタリング・評価設計	<ul style="list-style-type: none"> ・プログラムの効果検証としてどのような成果指標を設定するか ・設定した成果指標を測るためのデータをどのように収集し、どのように分析するか(統合(包摂)度合いをどのような方法で測定するか) ・どのような体制でモニタリング・評価を行うか

(出所)当社作成

具体的には、受講対象者の設計や、プログラムの中身の設計から、受講によるインセンティブやペナルティ設計など、検討事項が非常に多岐にわたる。例えば、「日本社会について学んでもらう」というときに、何をどこまで学ぶと良いかという点だけでも多様な意見が考えられる。現状、日本ではゴミの出し方や騒音等の日常生活にお

けるルールやマナーに関する内容が強く求められている傾向にあるが、そうした内容を超えて、永住権や日本国籍の取得を希望する外国人に、日本の法律、歴史、文化等、何をどこまで学ぶことを求めるか、といった検討が必要となる。

また、韓国でみられるような実施体制の整備や講師確保の課題は、日本ではより深刻になることが推測される。どの程度の規模感でプログラムを実施していくかにもよるが、総合的対応策で、プログラムの受講と在留管理を連動させることが示されている以上、全国各地で一定以上の体制を整備して運営する必要がある。その際、政府資料(外国人との秩序ある共生社会推進室 2026)に基づくと、プログラム実施機関や講師は、認定日本語教育機関や登録日本語教員が筆頭候補になると想定されるが、2026年6月1日時点で、認定日本語教育機関は96機関、登録日本語教員は1,278人に限られる。加えて、認定日本語教育機関や登録日本語教員は、2027年度以降、育成就労制度及び特定技能制度において、在留資格取得・変更要件として日本語能力が課されることから引く手あまたになることが予想される。こうしたなかで「誰が教えるか」といった実施体制や講師養成・確保は重要な検討事項といえる。他方で講師養成には時間や費用がかかる上、実施機関の全国一斉の垂直立ち上げも難しい面もあると見込まれるため、現実的にはオンデマンド教材等を最大限活用するなどして、全国どこでもいつでも受講できるような体制を作りつつ、受講者が十分な能力を身につけたか確認する修了試験を如何に厳密に実施できるかが論点になってくるとも推察される。その他にも、プログラム受講による効果検証のためのモニタリング・評価設計として、何を成果指標と設定し、そのための検証データをどのように収集し分析するか、なども立ち上げ段階から組み込んだ設計が必要になるだろう。

「社会包摂プログラム」(仮称)の受講と在留管理を連動させることが示されている以上、「社会包摂プログラム」(仮称)は、従来の日本語講習や外国人支援的な取組の域を超えて、「外国人にどのレベルまで日本語や日本社会について学んでもらうか」を制度化する装置となる。こうした点を政策立案者もよく意識しつつ、例えば、まずはオンデマンド+全国10カ所程度でのトライアルを1-2年行い、その後全国展開するなど、プログラムの実装化に向けて検討を重ねていくことが重要と考えられる。

【参考文献】

<日本語>

加藤真(2023)「[諸外国における外国人住民向け統合プログラムの事例研究—韓国『社会統合プログラム』の事例をもとに](#)」(当社レポート)

外国人との秩序ある共生社会推進室(2026)「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策 国民の安全・安心のための取組における進捗状況(詳細版)」

出入国在留管理政策懇談会(2025)「報告書 今後の出入国在留管理行政の在り方」

浜松市(2025)「【全国の自治体初】年間600時間の「浜松版生活日本語教育プログラム」本格実施について」

<韓国語>

韓国産業人力公団(2026)「外国人労働者(E-9)韓国語水準実態調査と韓国語教育改善方案研究」

京畿道外国人 인권支援センター(2023)「京畿道移住民デジタル 인권侵害実態調査」

クォンソンヨン・ペギョンジン(2025)「産業現場密接型社会統合プログラム改善方案－講師認識アンケート調査を中心に」韓国移民政策学会『韓国移民政策学報』第8巻3号:175-189

国会予算政策処(2023)「2024年度予算案分析Ⅰ」

国会予算政策処(2024)「予算審議結果」(2025年度分)

国会予算政策処(2025)「予算審議結果」(2026年度分)

国立国語院(2025)「国内96万人の外国人労働者のためのオーダーメイドの韓国語教育開発」(プレスリリース)

コムスク(2023)「社会統合プログラム5段階「韓国社会理解」参加者の認識と改善方案研究」

出入国・外国人政策本部(2023)「2022年出入国・外国人政策統計年報」

出入国・外国人政策本部(2024a)「在留外国人300万人時代に備える・新出入国・移民政策の推進方策」

出入国・外国人政策本部(2024b)「2025年度～2027年度移民者社会統合プログラム運用機関指定結果公告」

出入国・外国人政策本部(2024c)「社会統合プログラム(KIIP)韓国社会理解(基礎1)」(指定教材)

出入国・外国人政策本部(2024d)「社会統合プログラム(KIIP)韓国社会理解(基礎2)」(指定教材)

出入国・外国人政策本部(2024e)「社会統合プログラム(KIIP)韓国社会理解(深化)」(指定教材)

出入国・外国人政策本部(2025a)「2025年度社会統合プログラム運用指針」

出入国・外国人政策本部(2025b)「第30回外国人政策委員会開催 グローバル最優秀人材誘致で先端産業を支援する」(関係部署合同プレスリリース)

出入国・外国人政策本部(2025c)「法務部、「国内で育った外国人青少年」に対する教育権保障延長と就業・定住方案発表」(プレスリリース)

出入国・外国人政策本部(2026a)「社会統合プログラム自治体連携プログラム指定目録(120個)」

出入国・外国人政策本部(2026b)「一人材誘致・地域発展・包摂社会のための－2030移民政策 未来戦略」

出入国・外国人政策本部(2026c)「韓国社会適応を助ける移民者メンター23名新たに任命」(プレスリリース)

中小企業中央会(2025)「2025年外国人労働者雇用事業主意見調査概要」

ファンミンチョル(2024)「入国前社会統合教育の効果評価－入国前韓国語教育と韓国語実力を中心に」韓国移民政策学会『韓国移民政策学報』第8巻3号:45-62

ホスク・アンクンジェ(2024)「法務部社会統合プログラム韓国社会理解課程に参加した留学生の学習経験に関する質的事例研究」韓国移民政策学会『韓国移民政策学報』第7巻2号:135-155

－ ご利用に際して －

- 本資料は、執筆時点で信頼できると思われる各種データに基づいて作成されていますが、当社はその正確性、完全性を保証するものではありません。
- また、本資料は、執筆者の見解に基づき作成されたものであり、当社の統一的な見解を示すものではありません。
- 本資料に基づくお客さまの決定、行為、およびその結果について、当社は一切の責任を負いません。ご利用にあたっては、お客さまご自身でご判断くださいますようお願い申し上げます。
- 本資料は、著作物であり、著作権法に基づき保護されています。著作権法の定めに従い、引用する際は、必ず出所:三菱UFJリサーチ&コンサルティングと明記してください。
- 本資料の全文または一部を転載・複製する際は著作権者の許諾が必要ですので、当社までご連絡ください。